

に、同条第五項中「第十二条」を「第十一条」に改め、同条第六項を削り、同条第七項中「第十六条」を「第十四条」に改め、同項を第六項とし、同条を第十四条とする。

とする。

第三十一条及び第三十二条を二条
づつ繰り上げる。

第三十三条(表を除く。)中「第百十

三条を「第一百十条第一項」に、「第一百三十一条」を「第一百十三条第一項」に、改め、同条の表を次のように改め、同条を第三十一条とする。

第一百二十二条第一項

生じた場合において第九十九条第一項に規定するによる得要者で当選人のとなるべきがかつたものがあるとき

第三十四条第一項中「**その者の國**」**とする第八条第一項各号の区分に属し、**及び**「で当該区分に属するもの」**を削り、**同条第二項中**「**第十六条第二項から第七項**」を**「第十四条第二項から第六項」**に、「**同条第七項**」を**「同条第六項」**に改め、**同条を第三十一条とする。**

第三十五条第一項中「**第二十五条**」を**「第二十三條」**に改め、**同条を第三十三条规定とする。**

第三十九条第一項中「都道府県農業委員会及び第八条第一項の選舉による市町村農業委員会にあつては同項各号の区分に属する在任委員のそぞれ過半数、第九条第一項の選舉による市町村農業委員会にあつては」及び同条第二項を削り、同条第三項中「第七条」を「第六条」に、「前二項」を「前項」に改め、同項を第二項とし、同条を第三十七条とし、第四十条を第三十八条とする。

第三十九条第一項中「都道府県農業委員会及び第八条第一項の選舉による市町村農業委員会にあつては同項各号の区分に属する在任委員のそぞれ過半数、第九条第一項の選舉による市町村農業委員会にあつては」及び同条第二項を削り、同条第三項中「第七条」を「第六条」に、「前二項」を「前項」に改め、同項を第二項とし、同条を第三十七条とし、第四十条を第三十八条とする。

すからが實際に承知していることを示すものであると、私は考えるのであります。かようにして、三つの機関の任務は、それ／＼異なつた性質を持つており、しかもそれ／＼重要な仕事をたくさん持つておるのであります。二兎を追うものは一兔もつかまえることができないといわれておりますが、この農業委員会は、二兎どころか、さらに三匹のらさぎを追わんとしております。この農業委員会は、予算の足がないのであります。予算の足は半分に削られて、一本足で、自分自身でさえ立つことができないというようならふらの状態に置かれておるのであります。農地改革や食糧配当や農業改良などの、大それたこの三大事業を満足にやれる機關たり得ないということは言うまでもないのです。

あり、低下があると私は考るのあります。しかも合せて一本にして、強くするのか弱くするのかということを考えて参りますならば、これはむろん弱くする方向を示すということは、今申し上げました通りであります。

爾来各機関の統合といふことは、たゞ行われて参つておるのであります。が、それは、それ／＼の機関が分立しておつては満足にその仕事ができないという場合において、一本にして強くして、これを満足にやつて行けるようになりますといふ場合と、もう一つは、それぞれの機関が任務がある程度完了したのであるから、この辺で整理統合して、従来の跡始末の段階に備えるといふ意味合いにおける統合があるのであります。この法律案を見て参りますならば、おそらく政府の考えておりますところは、あとの方だと私は思うのであります。確かにその通りであるうと思うのであります。政府の真意は、この整理統合に名を借りまして、農業調整委員会の議決権を剝奪し、食糧割当の民主的割当を、問答無用的玉くだり割当にこれを押しつけ、さらにつき三つの機関の統合に藉口して、農地改革の打切りを目指すとの断定せざるを得ないのであります。

われは認めることができないのであります。およそ数字を立法の上に参考にいたします場合には、正確にその数字を信頼することができるかどうかを検討して、その上に立つて立法の上に参考として取上げなければならぬのであります。たとえば、この政府の示しました統計を見ますならば、自分に都合のよいときは、世界の農業センサスの統計をとり、都合の悪いときは農地センサスの統計を採用するといふうに、まことにその取扱い、根拠について一貫性を欠いていると言わなければならぬのであります。われわれは少くとも農地改革の基本的方向を決定いたします場合には、その基礎となる統計資料は、あくまでもそういう目的のもとに集められた統計に対しても重点を置かなければならぬと思うのであります。さような意味合いにおいて階層別の問題を論議いたしますならば、農地センサスの資料に基くことが当然といわなければならないのであります。この農地センサスの結果によつて見るならば、小作農と自作農との割合は、政府提出の資料とはきわめて大きな隔たりを持つてゐるといわなければならぬのであります。農地委員会の書記によつて、専門的立場から検討せられて集計せられました農地センサスの資料の結果によりますならば、一号層並びに二号層のわけ方は、一号層において三割五分、二号層において六割五分といふうになつておるのであります。十対五の小作層のために五人の委員の選出のわくをとるということは当然の処置と言わなければならぬのであります。それを異な

つた、都合のよいところの資料を土台にいたしまして、自作層の数がふえて小作層の数がわずかに2%にしかなっていない、というような数字をとることには、われくの承服することのできない事柄であります。すなわちそういうふうな点について考えてみますならば、われくはどうしても土地台帳、一筆調査、そういうものを基礎といたしましたところの、しかも階級分化の実態を把握しようという目的のために調査いたしましたところの、農地センサスの資料に基いて考えなければならぬのであります。しかし、そういう意味から申しましても、当然に小作層の立場というものは相当保護され、重要な取扱われて行かなければならぬと思ふうのであります。かかるにそういうふうな小作層の進出を阻止するような方向を、この修正案に盛ろうとしておるということは、この農業委員会の中において、すなわち農地改革の仕事を、より以上少くしようという意図の明らかに現われているものといわなければならぬのであります。いままして、いわゆる語るに落ちる農地改革逆行の方向を農業委員会法案の中に盛り込んだものと、われくは申さなければならぬのであります。私どもはそういう意味合いにおいて、農地改革の逆行をねらいとする本法案並びにその修正案に対しまして、反対せざるを得ないのであります。しかも二十五年度予算においてさえ、農地委員会、農調委員会等において計上せられました予算は二十八億円であるのであります。これは二つありますならば、単に事務的に、平面的に

円くらいの、農業団体の唱えておりま
す程度の費用の計上は、当然しなけれ
ばならないのであります。そういう
ふうなことをやらないで、単なる形だ
けをつくつて行くということは、形骸
のみを残して農民を欺くものといわな
ければならないのであります。農業
政策の逆行を示すような結果になると
いう意味合いで、われ々は原
案に対し反対し、修正案に対しても
反対せざるを得ないのであります。
以上日本社会党を代表いたしまし
て、反対の意思を表明するものであり
ます。

村は、一面においてはかかる大きな問題的な農地改革の仕事があり、そうしだまた一面においては、国民の食糧問題に対する農民の努力、そうしてまた食糧の供出、配給をめぐつての幾多の大きな問題がありまして、この間に、食糧調整委員会が大きな役割を果し、そうして農民の協力を得て、今日大方の食糧統制を徹底し、たゞ米において事後割当によるところの供出をお願いするという段階になりました。一時の回顧いたしますならば、まつたく画期的な成果であるということを思はざるを得ないであります。またその間に果しました食糧調整委員会の大きな役割も、われくはここに思い起すのでありますけれども、これらの仕事をすでに大方の役割が済んだと私は考えております。しかも最近の農村を見ますと、農地改革の仕事は大方の成果を終り、また食糧供出においても、あの行き詰まり的な情勢をすでに脱したとは言ひながら、農村はまだく非常な困難に逢瀬しておる。しかもこの日本再建という大きな課題、大きな渦巻の中で、農村はお互の協同でお互いの發展を期して農業協同組合が生れ、そうして一生懸命に努力しておるわけでありますけれども、まだく農村は理想的になつてはいない。一応の形はできましたものの、農村の生産力の拡充、あるいはまた農村経営の合理化、技術の改良、普及、そしてまた農民の地位の向上というよろな問題等、まだ今後には残された幾多の問題があらうと思うのであります。こういうところにおいて、このたび政府は従来の農地委員会及び食糧調整委員会、また農

反動であるといふような御意見であります。一応の段階に達し、今後は農村ににおけるそういう対立や闘争をなくして、お互いが協力一致の態勢をもつて、農村のほんとうの発展をはかるべき時代である。こういう点におきまして、「一%の小作農、それから四・一%の自己兼小作——全部を合せてもわずか六%ほどのそういう小作及び自作小作兼業の人たち、こういう方のためにその陞遷率をやらなければならぬ」といふことは、これはむしろ百害あって一利なきものであるということを考えたわけです。この農業委員会ができました。でも、從来の農地委員会の残されな部面において、まだ／＼やらなければならぬ問題が幾多あることを私どもは承知いたしております。従いまして、決してこれを打切りと/orするものではなく、むしろ農地改革の有終の美をなす農業委員会によつてわれくは期せずしてあります。なお食糧供出の問題につきましても、天くだり的にやるのではなくおつしやいましたけれども、決してわれくは天くだり的な供出制度などをするものではなく、むしろ農民のほんとうの自由の意思によるところの協力を願うということで、今回の食糧供出制度の改革ということになつたのであります。これに対しまして、この農業委員会が協力をするという立場において、これは最も好ましい委員会であらうと考えるのであります。この農業委員会がここに新しく発足することによつて、從来の一切の行きがかりがきれいになくなつて、そらしてあらゆる農民が、みなお互に理解と協力をもつて手を携えて行くならば、日

本の農村は、必ずりつばな農村と新しい時代の中心となつて、日本の建に大きな役割を果し得るものであると考えます。そういうようある面から見て、この農業委員会がするやかにりつばに発足することを望むのであります。

しかししながら一言私は希望を申すらば、正直な話が、今回の農業委員会法に伴うところの予算的処置においては、はなはだ不十分であることを訴ざるを得ないのであります。たとえ農地改革の問題があり、土地の交換合意といふよないろいろの困難な問題もあります。あるいは食糧供出の問題においても、いろ／＼と委員会が協力しなければならぬ問題があり、また技術的改良普及及といふよな問題については、まさに幾多の問題が山積してゐる。これをわづか一・二人といふよな事務職員をもつとして、はたしてじれだけのことができるかということになりますと、はなはだ遺憾ながら、これは羊頭を掲げて狗肉を売るといふうな予算であるといわざるを得ない。従つてこの問題に関しましては、政府は将来の予算的措置を十分考慮して、最も近い将来において、われ／＼の趣心なる希望を実現するよう責任を持つてもらいたい。それを私は希望として特にこの際はつきり申し上げておきますが、この委員会法が十分なる予算的措置を伴つた内容をもつて新たに発足することを衷心から祈念いたしまして、ここに賛成の意見を述べた次第であります。(拍手)

○木村(馨)委員 私は日本共産党を代表いたしまして、ただいま議題となつております農業委員会法並びにその修正案、その他関係法案全部に対して反対の意見を申し述べたいと思います。

ただいま自由黨の委員から、巧みな表現によつて、日本の地主勢力をいかに温存しようかとこれ努められた御演説があつたわけありますが、大体戦争後から与えられましたところのいわゆる農地改革なるものは、これは、ただ単に、昭和初年ぐらいから日本の当時の農業会などがやつております自作農主義、いわゆる農民の歴史的な土地に対する所有欲といふか、欲望といふものを幾分満足させて、その中で農民を「ごまかそう」という巧みな仕組みになつてゐることは、もはや農民がこの農地改革の中で実際に経験したことである。そういう状態でござりますから、実際農地改革とは名前ばかりで、大きな山林、原野の所有者といふものは依然としてそのまま温存され、しかもそういう者の支配を通して、農村における半封建的な基盤はやはりどんどんと強化され、決して表えてはいなさい。」の例はたくさんございますが、單にこれは農山村だけの問題ではなく、都会の付近などにおいても、そういう傾向は依然として相当強い。これは全國的な例をあげればたくさんございましても、とにかくこういうよくな状態は以前と一つもかわつていない。しかも戦後ににおける各政府の農村に対する政策は、御承知のように、農地改革に名をかりて農村を救済し続けながら、非常にうまくごまかしをやつております。ついだから私は申し上げま

○千葉泰興長

次は木村榮君。

すが、この点は社会党の八百板氏もつき相当強調されましたが、昭和二十四年の農業センサスを見ると——これは農林省が極秘の判を押して、部外に出さないと言つておられるようであります。——こういふのを見ると、小作地は依然として全国に五十七万町歩ある。これは全耕地の一六%に当り、農家戸数の一・七%をとつてみると、全農家の大体四三%だ。これは一反にせよ、五畝にせよ、三畝にせよとにかく何がしかの小作地を持つてゐるのが全農家の四三%といふことになつてゐる。これは反別にいたしますと、全耕地の一六%で、きわめて零細なようですが、農村の封建的な要素がまだ多くある中においては、こういふものは非常に大きな比重となつて農村を圧迫してゐることは、どうしても否定できない。こういふものをひた隠しに隠して、自分たちに都合のよい統計を出して、こまかにして、農村協調主義で、ともかく地主も小作もないから仲よくやれ、こういふことを言つて、一方においては土地取上げをどんどんやつて、一方においては山地主が山地を握っている。かくて農村における土地取上げの状態は、最近特に大きくなつてゐる。特に山村において山を持つてゐる地主は、山の支配力を通じて相当大きなことをやつてゐる。御承知のように、現在全国の山林の保有量は、用材並びに薪炭等を合せますと約六十三億石といわれておりますが、そういうものの所有権、使用権はほとんど山地主が独占してゐる。こういう支配を通して、かつての小作階級に対する圧迫は依然として強力である。こういふ中におましても、かつてのいわゆる農地委員会において

は、階層別の達び方をするとか、あるいはまた中立の学識経験者として相当な人を出すなどいろいろな方法をもつて、それでも相当民主的に運営をしておりましたが、今度の方法で行きますと、そういうことはほとんどなくなつて、依然として今度は村のおえら方さうたちがうまく出て来て、強力な支配力を持つ。これは当然のことであります。そういう中において、農村の民主化とか、あるいは農地改革ということを政府は盛んに言いますが、現在の実情を見ますと、どうにもこうにもそれはやつて行けなくなる。もはやただ農業委員会だけの組織ではなく、現在農村におきましては、隣保組制度も復活し、あるいは部落長といふものも生きて来る。こういったものの支配は、依然として山の関係あるいは土地の諸関係こうしたものから来まして、その代表者がほとんどそういう地位を占めている。こういうやり方、あるいは納税組合の強化、または消防に名をかりて、かつての在郷軍人の復活というような形で、一定の服装をつけ、一定の訓練を与えなければならない。これは今回の国会に出ました消防法の一項改正を通してわかる。こういうものは関係はないおつしやるが、農業委員会法の組織といふのは、ちゃんと一連の関係を持つておる。小作も自作農もなくなつたというようなことを好みに言つて、実はそういった農村における支配を、あの手この手でしようと、うねらいが出ておる。農業委員会も農地委員会もだんご、数を減らす。とにかくそろして数さえ減らせばだんご、勤労農民の代表者が出て来る可能性が少くなる。そういうよろな、いろ／＼

なあの手この手を巧みにやられて、上からばつと押えつけてやろうというのだが、この法律案のねらいである。そこでそういった中において農村の状態は——話がだん／＼発展いたしますが、〔発展じやない、脱線じやないか〕と呼び、その他発言する者あり）私がほんとうのことを言うと、だん／＼やきもきして、わい／＼騒ぐ。こういった状態の中であつて、何ゆえに農業委員会といふものをこしらえるか。内容はなか／＼いい。交換分合に始まつて農業の発展までやる。一体どんな発展をさせようというのか。にわとり三羽、柿の木一本に至るまで税をかける。ただ紙に書いただけで一体どうして政策がやれるか。かつての軍閥政府は、なるほど無謀なことはやつたが、正直だつた。野蛮ではあつたが、とにかく正直に率直に、やれ出せ。こう言つてやつて来たが、今度は言葉のあやでは巧みな表現をして、いかにも民主的な擬装をしておるが、なか／＼手がこんでおつて、うまく、いわば最初はえさを与えておいて、今度はうんとしぶり上げて行く。こういう手を巧みに用いておる。これが日本の現政府のやつておることである。こういつたやり方だから、とてもたちが悪い。委員会をこしらえ、巧みに民主的な擬装をいたしておりますが、しかしそれがほんとうに民主的なものならば、この法律案の中で委員会は何をしておるか。ただ助言をするとか進言をするとかで、意見を言つてもそれは通らない、こういう組織である。いかにも委員会はいいものであるが、なぜ意見が通らないかといふと、それは人民の代表ではないから、意見を通しても通さなくてもどつ

るから、意見が一致する、それをねらつております。これは人民の利益の代表者ではない。こういうことになれば、相当重大な問題である。こればかりやんと予定をして、大体天くだり的に委員会をつくつて、農業経営の合理化だとか盛んに言つております。最近私たちがもつた例の農林中央金庫から出ました農家の資金の状態、こういつたものを検討してみましても、今の日本の農村の零細な自己資金では、農業経営の合理化あるいは生産の増強、発展、こういつたふうなことはほとんど不可能である。しかもこの農業委員会法案なんかにおいても、農業委員会にそういう意味の積極的な指導あるいはそういうことをやり得る可能性もなければ、何にもない。ただ單に形式的に、農民のあなた方が選んだ委員会でやるのだという幻想を与えて、ごまかそうという巧みな方法でこしらえられておる。しかもこの点はさつき申し上げたように、耕作農民の代表といろいろの力を度外視して、一方的な地主勢力によつてこの委員会を運営し得るようにな、うまくこしらえられておる。これはアメリカ式とでも申せましよう。「ソ連式だ」と呼ぶる者あり、何とでも言えましよ。やはりこの封建的な農村支配というやり方は、植民地政策の上においての最も基礎であり、この封建的な農村の形態といふのは、植民地的な搾取をやつて行きますのに最も都合いい。そこでこの方向へと、あらゆる機会を通して逆転させようと、いうことをねらつておる。ここにこの問題が端的に出ておる。だからこういった状態を考えますと、今日日本の

われ／＼がやらなければならぬのは、ほんとうにこの農業生産をどんなふうに増強させ、発展させるか、また生産の発展を通して各農家の経営を安定、向上させ、農民の生活をいかに向上去させるかということである。これは自然な、長期間的なことではまだありますて、急速にやらなければならぬ。そしてそれはどうしても、国家が計画的な予算その他の措置によつて強力にやらなければできない。しかしながらそういう方向へやるためにには、今のようない農民から巻き上げる——たとえばアメリカの日本問題を論じたものを見ますと、アメリカのお役所でさえも、アメリカの学説でさえも、日本の農村においては、農民から十のものを取上げて、六のものしか返していないと言つておる。こういう政策をやめて、国家がほんとうに今の農村の発展という立場から、いわゆる平和的な産業、こういつたものをからみ合せて、大きく発展計畫といふものを立てない限りにおいては、どうしても急速な日本の農村というものの民主化並びに安定化というものはないわけで、ただこうやつていても、米が足らぬ。だから外国から米を入れなければならぬということです、たくさんの補給金を出して米を入れて、アメリカの農業恐慌を日本に輸入して、そういう点から圧迫する。そういう圧迫を合法化してしまがさうとしておるところに、この法律案のねらいがある。そういう点からまかしを今までもやつておつたが、ます／＼こまかそうというのがこの法案のねらいである。そのため農林省の役人どもは、わざ／＼間違つた統計まで出しておる。農林省の統計で、二十四年以

降のものにはそういうがちめが一貫して流れしており、そのときふくによつて違つておる。中には極祕という判を押して、部外に出してはいかぬといふうにしてまで出しておる。こういうことをやつてごまかす。そうしてこれは民主的な法律案であると宣伝する。人をだますのもはなはだしい。こういうことをやめて、ほんとうに民主的な農業委員会をこしらえることを私たちは主張いたします。がや／＼騒ぐからやめますが、以上申し述べた觀点から、何としてもこのようないまかし法案に対しても反対である。

以上申し述べまして、大体反対の意見を見終ります。

○千賀委員長 次に進行いたします。金子與重郎君。

びに農業委員会法の施行に伴う関係法令の整理に関する法律案及びただいま上程になりました修正案に対して、国民民主党を代表いたしまして、「三強の要望をいたしまして、賛成の意を表するものであります。

この法律案が提案されまして、内容を検討してみますのに、その第一条のこの法律の目的というものは、非常に合理的で、作文としては実にりっぱにできておるのであります。また私どもも、こういうものがなければいけないといふことを、今の農村の段階において痛切に考えておるものであります。しかししながら、次の第七条の以下所掌事務の点に参りますと、市町村農業委員会は自農農創設の仕事、あるいは農地調整の仕事、あるいは土地改良のみならず農地の交換分合、農地の開発、農業技術の問題から農村の経済の

問題にまでその所掌事務が及んでゐる
のであります。そこでこれだけの仕事
をやる委員会といたしましては、前の
委員の人たちのひとしく言われておる
ように、予算的な裏づけがあまりに、
貧弱だということが考えられるわけで
あります。そうして自作農創設の問題
につきまして、この土地開拓以後にお
いて、政府の答弁は、その事務の分量が
非常に減つたということを理由にして
おるのであります。しかし私は、その
ままこれを受取るわけには行かないの
であります。なるほど地主の土地開拓
ということについても、数字の上から
おるのであります。しかし私は、その
言うならば、大きく片づいたという感
はないでないであります。むしろ
問題はこれから多いのであります。
と申しますのは、農村が今後不況に入
つて参りましたときに、せつかく開拓
された土地がやみの売買が行わればどう
したり、あるいは陰においては地主
のやみ小作が発展して参つたりして、
そのような歴史的な土地開放が行われ
たにもかかわらず、綱をゆるめて行く
ならば、再びまた元の状態にもどると
いう憂いがなきにしもあらずなんであ
ります。そこで今の土地開放の結果を
よりよく持つて行くためには、これから
らもこの制度を維持するために非常な
仕事が起つて来る。また農業の合理化
をするための交換分合等の事務におき
ましても、相當多くのものが残され
おるのであります。でありますからし
たからといふうな考え方で行くなら
ば、これは間違いだと思います。それ
が、自作農創設の仕事が事務的に終つ
た委員が供出事務に対してもたくさん
から供出問題におきまして、農地調
査委員が供出事務に対してもたくさん

努力をして、今まで食糧危機を救つて参ったのです。なるほど今政府は麦の統制をはずそうということを表明しておりますが、しながらその麦の統制を解除するということは、まったく日本の国内の食糧の自給度がその点まで参りまして、その結果は必ずならば別問題であります。が、一応は食管法の中から、麦を取除いたけれども、政府が必要に応じていつでも買入れることができるんだといふような法律をまた中に加えなくちやならぬということを見ましても、食糧問題が単に野放しにこの際解決できるんだというようなことはない。従つてこの供出事務というようなものも、政府がこの法案の説明の過程において申されたように、そう簡単に供出事務は終つてはいるということも成り立たないのであります。かつその上に、村の農業復興計画の基本問題を検討する委員会の役割を付すとするならば、とうていこの問題は、かくのごとくできるものではないということがまず考えられるのであります。

も、私どもが長い間農村の建設の仕事を当つて参りましたときに、どうしても日本の農業が、個々の企業として成り立たない条件の中に置かれておる以上は、日本の農村というものは、自然発生的に生れておるところの有機的協同体だ。この見解のもとに農村問題を考えなければならぬのであります。この理論に対しても、封建的だとか何だとが、りくつとしてはいろいろのくりつがあると思ひますけれども、しかしながら現実の農村を見たときに、日本の農村が一人々々がファーマーとして立ち得ない、しかしながら生きては行く。そこでこの農村の現実を見通して、これをどうして行くかということになりますと、私は、日本農村は有機的な協同体としてのあり方で、しばらく發展させて行くよりほか道がないと信じております。そういう点から参りますると、どうしても有機体として行くために、村の自治、経済、教育、こういうものを総括して、有機体としての發展をどう持つて行くかというような自生的な新工作が行われなければならない。かつての昭和の初年代における農村の人たちが農村教育を叫ばれた當時、あのとき最も最後に農村を侮辱したような言葉でありますが、自力更生運動というような形を持って行つた。農村 자체がやつて行けないのに、自力更生をするという言葉は、言葉の上に火の玉になつて立ち上つた。そういうふうな態勢ができたときには、政府は農業政策といふものを投入することができたのであります。そういう点から参りますると、私は農業委員会法の第一

条の目的に沿うような団体組織をどうしてもつくりたい、こうすることを考えておるのであります。

もう一つ修正案の小作層、自作層といふ階層別をとつていいか悪いかという問題であります。これは賛否両論がそこに出たわけありまするが、私は反対の意見に対しても、今この小作層の意見をまつたく封するというような形にすべきでないかという意見に対しては、一応階層別を置く意味も残つておるといふことはわかつておるのであります。しかしながらこれはこうしたから小作層を全部出さないといふことも当然ののであります。もう一つは、実際の農村の立場から見て、階層的に争うことが、村をつくる上にプラスしておるか。あるいはこの階層別をとつたため、そこに理論的な、あるいは実質的なマイナスが幾分あつたにせよ、今の農村の有機体といふものが、村内における闘争勢力というような派閥的な形で行つたときに、はたして村づくりができるか、その関係を少くした方が実質的に村民全体がプラスになるか。私は農村自治体を見たときに、今の段階において、むしろ階層別を置く利益よりも、階層別なしにして、村を一つの有機体として持つて行こうとすることの方が、村づくりの上にプラスになる、こう信ずるがゆえに賛成するのであります。決して私はただ封建的だとか、あるいは民主化だとかいう言葉の上でこの問題に賛成するのではなくて、現実に自分が一つの村をあげた立場に立つたときに、この方がプラスだ、こういふ見解から賛成しておるのであります。

料を預つて、何日かければこれは解決するのだ。明日だ／＼と言われてから計算すると、もう二十三日になる。こういう明日はない。かよなだらしのないことは困るから、銅料問題の見通しはどうなつてゐるか、この点について、政務次官からはつきりおつしやつていただくと同時に、畜産局長、第二部長からも伺いたい。

○島村政府委員 銅料事情の推移にかんがみまして、さきに政府手持ちの銅料を、実需者を中心としてなるべく安価に配付するということに対しましては、当委員会の御決定の御意見もあり、さうにとりはからうよう指置をいたしてゐるのでありまして、今回の入札方法をとりました問題については、現在の政府の手続の上でこれはやむを得なかつたことだと思うのであります。なおいろいろ委員長なり、あるいは私が申し上げたことに対して御意見もあつたようですが、前段申し上げましたような趣旨にはかわりがないのであります。さらにつらの問題を内部でも十分検討いたしまして、なるべく安く多量に放出するよう努力を重ねたいと思います。

○小笠原委員 ほかの政府委員が答弁する前に、政務次官に伺うのだが、一休入札というものはどういふものだ。じやないか。幾ら入札の価格を高くしても落ちない入札といふのは、これ一定の価格に達すれば落ちるのが入札問題がある。公団が買つた価格より倍ですよ。これは何というのだろう。こんな、ほろいもけをする公団が、倍に入札しても落ちない入札なら、今あなたの言う、何分安価に配給するとい

○細田説明員 大分誤解がおありのようで、ちょっと申し上げておきたいのですが、私は決してえさに冷淡だと思つております。私は、この問題につきましても、実は部内でもつて相当反対があつたのですけれども——予定価格は、これは小笠原先生もよく御承知だと思いますけれども、醸造業者なんだからやるのとは、てんてこ柄のはずれだ。台の違つた安い段階できめたつもりだつたのです。ただ、たま／＼やりましたところが、それでもまだ落札が非常に少かつたということでありまして、お詫のような点について、われ／＼は決して冷淡ではないので、いわゆるわれわれが会計法上課せられております義務をはずわけには参りませんけれども、しかしわれ／＼の間でできます範囲で最も安く出したいという気持で、実はやつておるわけであります。あまり個々の弁解がましいことは申し上げません。ただ今度残りましたものにつきましては、今度の二十三日に第二回入札をやりたいと思っております。そこでその際には、実はえさの各実業団体の方々からもいろいろ事情を伺いましたが、ほんと価格に対する御要望の筋もわかりましたので、われ／＼としてはなるべくそれに沿うようにきめたいと考えております。その点はひとつ御了解願いたいと思います。

解があるので、あなたは自分のできる範囲内で、これは冷感をしない、実際協力して、みそ、しようゆと距離はあるのだ、こう言う。しかしこれはいかぬ。むろんみそ、しようゆのようなことをされても困るが、一体えさといふものは、実需者の方からいろ／＼陳情がありまして、大体その趣旨に云々と言う。陳情なんか当然にならないのだ。今ころ来て陳情したのは百二十円とか何とか陳情したというが、それはもう百四十五円でやつても落ちないから、へたばつてしまつて、たいていこの辺だらうと思つて百二十円だなんというとぼうもないことで買つたのである。えさといふものは飼畜の方に影響がある。さもなくばなぜえさを買つたか。横流しするため買つたわけか、悪徳手段で……えさといふものはそんな高い値段ではできない。えさは百二十円以上やつたら絶対に間に合わない相場になつておる。あなたがわからなければ、あとで聞きに来れば、しつかり計算をもつて教えてやる。あなた方は、公園は豆かすを幾らで買つてるか。それを倍に入札しても落ちないようなことで、協力したと言つても、誤解は何も、そんなことはあり得べきことではない。それを落ちないようになしたことにしげがある。どういうわけで落ちないのか。倍に入札したのに落ちないというのは、いかなる間違いか。誤解でない。実際落ちないでみな帰つて来た。しかも第二部長、考えてこらんなさい。一方は北海道に行き、一方は九州へ行き、日本のはてからてまで追いまわされやつて、それが手持ちぶさたで帰つては、責任は一体だれにある。これは

政府としてほんとうに親切にやつた方針かどうか。これなんだ。畜産局長、君のところでこんなことをしていいのか、えさという問題は……。これに責任がないということができるか。これが問題だ。一つも落さないで手持ちぶさたで帰つて来て、陳情させなければならぬ状態にこしらえてしまつて、大いに考へた、同情したと言う。第一、君たちの食糧庁の委員会とか何とかいうのは、高いばかりが能で云々をするのは、どういうわけだ。大蔵省がそんなことを監督して押えたといふが、そういうことを言つたのは大蔵省の何のたれがしが言つたか。そういう辯弁を弄していかぬ。えさという問題はこれは食糧だ。重大な問題だから、一役人に振りまわされて、天下の食糧を蹂躪されたんではたまるかね。考え方でもごらんなさい。

公団はただそれを達成すればいいのです。ありますから、高いところで売りたいということになるわけです。そこをわれが中に入りまして、とにかくえさはそういうわけには行かない、だから五千トンのわくの範囲においては、とにかくそういうことからだけの見地ではなくて、——御承知のようにわれの方がああいうものを処分いたしますのは、会計法に縛られます関係上、普通の入札であれば、最も高いところから落して行つて、落さねなんというばかなことはないはずです。けれども政府の所有しておりますこういうようなものを入札します場合には、予定価格に達しなければ落ちないという例は、これはたくさんあるわけであります。今回だけ起つたわけでも何でもない。それでは予定価格を何でできるかということは、これは大体時価によることになつております。これは私が申し上げるまでもなくよく御承知だと思います。そこで時価の解説になるわけです。先ほど私どものできる範囲で最も低くきめたいと申し上げましたのは、その時価といつてもいろいろ解説があるので、だからわれ／＼の解説で最も引下げ得る地点へ持つて行こうじやないかといふので始めたのが、この間の予定価格だつたのです。ところがあるで、だからわれ／＼の解説でそこを小笠原委員から、お前はえさの事情がわからぬとおつしやられるのですが、台がわかつておるほど安いのです。一方えさの事情という特殊なものから言えば、もつと引下げてしかるべきだというお話をですが、正直に申し上げて、そこまでは知らなかつたのです。

が、今度やります際にには、各地方の団体の代表者がお見えになりまして、東北ブロックあるいは北陸ブロックの方のおつしやること、それから中部あるいはその以西の方のおつしやることが、多少値引きがあるようですが、そう大した開きはありません。ありませんが、多少われくの予定したのが高いことのようです。そこで大体そういう御趣意もわかりましたので、できるだけただいまの御要望に沿うように、もう一ぺんきめたい、こういふふうに考えております。

○小笠原委員 そこであなたから聞きたいことは、今まで入札するのに百四十五円でも落ちないのです。これは時価をいくら見てやつたのか、その価格をここに現わしてもらいたい。時価にしても、みそ、しようゆに該当する品物の時価なら、これはよろしい。えさはえさの時価を見てやるのではないのかね。それを今あなたの話では知らなかつたと言う。知らぬで時価を定めるから危険なんだ。どうしてそれを聞かなかつた、どうして畜産局に聞かなかつかないか、なぜ畜産局にその價段もお知らせしないか。畜産局が参加するというものを、参加を拒絶しているじやないか。一体えさの時価というものは畜産局でなければわかるはずがない。それを「くろう」とのことを、しろうとが聞かないで、かつて放題なことをするからこんな手違いができる。これは政務次官、よく考えなければならぬ。しかも預金部の預金だなんて、何のために諸君が監督しているか。公団が横流ししたの、浮資したのを監督するといふなら、その方を監督すればよい。あと二物価をつり上げるような、高くする方

はいかぬという監督をして、正當なも
うけによつて、そして預金部に預金す
るのが公團の使命であつて、何でもか
んでもべらぼうに、政府が買ひ占めた
鋪設でも食糧でも、一方においては統
制をはずされ、価格をはずして、今がよ
いころ合ひだから出してしまえという
て暴利を貪るのは、あなた方の監督の
使命か、公團の使命か、それを考へて
ごらんなさい。あなたの役所にいたら、
國家の事業ということを考えなければ
ならぬ。何にも知らぬでやつた。今そ
うそそ北海道はこうだ、九州はこうだ
と聞いたから、そこに当てはめようと
いうよろなどほけた話ではおかしい。
九州の現地だつて北海道の現地だつて
えさの陳情をした、それもうそだ。落
ちないから苦しまざれにこの辺がよい
だらうといつて百二十円だの百三十円
だの言つたかもしれない、それもうそ
だ。実際百円程度のことは一番確かな
んだから、私の話もよく聞いて参考に
して、あなたの方それをきめなさい。そ
うでないと大間違いが出るから。苦し
まざれにうんといじめて、苦しいのは
そもそも遠くの北海道から九州から駆
け込んで、ここに来て、牛や馬が死に
かかつていてるところを見て来て訴え
て、その事情を聞いて、それを根底と
してきめるのはとんでもない話だか
ら、冷静になつてやらなければだめだ。
政務次官もよく監督されてそれをやつ
てください。畜産局はくろうとだから、自
分で進んでこれをやらないと責任が果
せない。何分調節をとつて、うまくほ
んとうにえさの時価に合致するよう

に——私は決してえさだからたどろきとか言うのじやありません。えさの時価に該当するよう連絡をとつていただきたい。

○農村政府委員 昨日来えさの価格の問題については、いろいろ御意見もあり、皆さんの御意向のあるところをよく拝承いたしております。またただいまの小笠原さんの御意見もごもつとあります。ただいま御発言になります。したような問題をとくと考慮に入れまして、十分善処いたいと思いますから、御了承を願います。

○原田委員 どうも政務次官の話もその場渾しのように聞えて、危険千方百計あります。大体私たちは、食糧庁からえさを買って、畜産局に流してもらうのは、その末端の配給部面は畜産局の責任があるように、長官と大臣とで話をきめてもらつたと思うのですが、今なお話を聞くと、五千トンというのは豆かずの話だと思いますけれども、五千トンも畜産局を経て需者団体に入札させることになつていますが、その後変更になつたかどうか、その点をお尋ねいたします。

○山根政府委員 豆かずにつきましては、五千トンの数字を私どもの方でもらつた形になります。それで、それをだれに配給するか、具体的に申しますと、入札資格者をだれにするかということは、もつぱら私どもの方でえさの需給状況を勘案して決定いたしております。ただこれを入札する手続なりそういう面におきましては、これは当時の御決定もそうであつたと実受け思つておるわけですが、これで私どの方で入札の手続なるものはいたしておりません。そういう事情でお

○原田委員 そうすると、今山根さんは入札をしたようなことをお話になつたのですから、審議局にまわすべきの分を入札させられたかどうか、それが一点。

それから入札のやり方が、結局最高をきめられると思うが、これを時価相場できめるという話であるが、先ほどの小笠原委員のお話のように、みそ、しようゆの相場と、えさにする相場とを混同せられては困る。これはまったくそのえさを使ってとれる生産物と、食わせたさえとのバランスがとれなければ、むしろえさなどは食わぬ方がよろしい、こういうことになる。その点を勘案しておるかどうか。

それから先ほど大蔵省の関係で預金部資金に八十億になるようにやらなければならぬ。これは不合理きわまる。と私は思う。外国から輸入したところのものは少くとも補給金がついておる。これは国民の負担において補給金がついたものを持つてゐる。赤字を補填するため官吏が自由裁量するということはけしからぬと思う。その点一応お尋ねをして、また次にお尋ねをいたします。

○細田説明員 前段の五千トンにつきましては、初めからえさ用に出したいということです。ただ方式としましては、これは会計法上の原則上、しかも相手がたくさんありますので、一々選定をやるということができません。しかしそうかといつて、普通の入札をやりますとだれが買うかわからぬ。そこでえさの審議者と資格を限定しまして、そして入札をしてもらひ。そうすれば非常に不當に価格が上ることもなかろう

うし、実需者にだけ行くことにならう、こうしたことありますて、ただどういう資格者に渡すかということは、これは畜産局の方で御専門の立場から全部きめていただく。きめられた範囲の人に対して入札をしてもらおうじやないか。こうしたことになりますたわけで、別に畜産局に預けたものをとつて入札をしたとか何とかということはないのです。

それから公團の八十億の点は、御参考までに申し上げただけでありますて、現にそれはくすぐって来ております。と申しますことは、えさなんかもその一つでありますし、油なんかにつきましても、大蔵省が見ておるほど非常に売れ行きがよくありませんので、これはもうすぐでにくぎで来ておりまして、私の方でもそういうことのために、たとえばえさをやれぬということは絶対困る。そんなことはこっちのむしろ主導でやるべきことであつて、できるだけ公團に要求されておる額を多くしたいということには協力するけれども、逆にそれだからえさには配付できないということでは困る。そういうことではもちろん私の方がイニシアチーヴをとつて大蔵省に話しておるわけです。

○千賀委員長 原田君、簡単に願います。

○原田委員 簡単にいたします。どうも要領を得ないのでですが、実需者団体というものを選定せられるといふのはよくわかるのですが、これは畜産局の方で調査したものを、実需者団体みなされてやつたのであるかどうか。それが一つ。

なお一番大きい問題は、とうもろこ

るこしは食糧庁から畜産局に譲るのは、三万五千トンと大体推定されておる。この豆かすの五千トンよりむしろ量にして、今のよなあやまちを生じて、そして実需者の手にいよいよ渡らないことがあります。このとうもろこしについて、今のようになると、重大問題になる。だからその点は局長から話を聞きたいのであります。結構いろいろな面を全部えさに流すものは畜産局の裁量にまかせるといろいろなことで、食糧庁は絶対干渉しないかどうか、こうしたことがこの際承つておかなければならぬ問題だらうと思う。しかもこの代金の支払い等々につきましては、少くも一時に厖大な数量を放出して、たゞちに大蔵省に納めるのだから金をよこせといつても、今、地方の畜産団体はきわめて貧困である。だからそれらに対する期間の問題、あるいは取引の問題を銀行手形にするかどうか、これは肥料はやつております。そうでなければ猶予期間をどのくらい置くか。この点だけはぜひこの際承つておきたいと存じますので、お答えを願います。

在の農村の金融の状況等を考えまして、許し得る最大限度の便宜を講じてもらいたいという点で折衝いたしておりますが、まだ確定的な結論は出ておりません。できるだけ趣旨に沿うような結論を出したいと思つております。

○千賀委員長 ちょっと申し上げます。時間が大分経過しておりますから、簡単にお願いいたします。

○河野議員 先ほどから、小笠原委員から、また原田委員から、えさの価格の問題、入札の問題について、いろいろ御意見がありました。私はこの機会にまず政務次官に根本的に伺いたい。あなたは一体どういう腹で、どういう思想で、農林行政をやつておられるかということです。最近のこのえさの問題に端を発して私は言ふのです。が、単にえさだけではない。食糧の加工配給、雑穀の今後の問題、肥料の問題、えさの問題、これらについて、あなたは政府の監督のもとに行なう入札、これを払い下げる場合、いかなる手段方法をとるべきかということです。今まで食糧、雑穀、肥料、えさ、これらの問題について、政府のやつていることを見ると、いたずらにその間に商業資本の介入を政府が助長しているという事実がある。一休終戦後の農村経済の動向を見ればすぐおわかりだと思う。終戦直後においては、農村には通貨の半分があつた。現在は、その農村の通貨といふものが、最近の統計を見れば、あるから、われくは一方において協和づかに一五%か一七%だ。この通貨がどこへ行つたのかと言えば都会に行つた。商業資本に行つたのだ。それで

組合を中心にして、またその他の農村團体を中心にして、つつかい棒をしなければならない。これがわれわれの考え方であり、政府も同一でなければならぬはずである。しかし最近の今申しましたように、食糧の加工の問題にしても、いたずらに商業資本の方に加工を命令してみたり、また雑穀の今後起る払下げの問題も、今のままに放つておけば、いたずらに商業資本の介入を許すという傾向にある。今問題になつているところも、今までは私はいかぬと思う。しかし今までいいとおつしやるなら、商業資本の介入を認むるべきだと、こういうふうにおつしやるのなら、その御方針を承りたい。私はいたずらに商業資本を排撃するものではない。都市と農村はともに相並行して繁榮すべきものだ。これについては、私は何ら異論はない。ところが先ほどから申しますように、具体的に申すと長くなりますが、具体的には申しませんが、もし具体的に言えと言えば言いますよ。言いますけれども今までの方針をとつても今後の方針として、これらの政府物資の払下げをやるのか、これらの加工の業務を、今までの方針通り今後踏襲するのか、これをまず伺いたい。その次に私は、具体的にえさの問題について申し上げます。

りまして、むしろ廣川農政は、そういうところに一つの改革をしてもららざるゝが考えているようにも多く参らぬ。法の範囲でやつてることでありまして、むしろ廣川農政は、そういうことの前提のもとに、われ／＼も努力いたしておるのであります。会計規則を今かえるということはなかなか困難であります。従つて最小限度において、今の段階では、さよな段階をとらざるを得なかつたということを、御了承願いたいと思います。

○河野（誠）委員 私は会計法規があることなんか教えていただかなくては知つてゐる。そういう問題に触れないで、たとえ精麦の問題にして、協同組合の精麦の施設は遊んでいるものがたくさんある。製粉についても同様であり、搗精についても同様である。これらについては、何も会計法規に關係はなく、政府の方針一つである程度の修正はできる。ぼくは一べんに全部この農業團体の加工にまかせるといふのではない。順次その御方針なら御方針のようにかえて行けばよいが、それがちつともかわつてない。最近のふすまや麦ぬかについても、農家から無理やりに供出させた麦からとつた副産物が、商業資本によつていたゞらに搾取されておるのでないか。具体的に今度はとりあえずの問題を申し上げますが、昨今起つているとうもろこしの払下げにても、配合工場にとうもろこしを払下げなければならぬ理由はどこにあるか。一トンといふども配合飼料にしてやる理由はない。農民の声は絶対そういうことではない。農民は全額單でほしいと言つてゐる。農林省の

責任において、配合工場はどうして保護育成しなければならぬ義務があるか、私は断じてそういうことはないと思う。政務次官は私たちとまつたく根どろか。どうしてそういうことをおやりにならないのか、それとも根本的な考え方が違うのか、もう一度重ねてお尋ねいたします。

○島村政府委員 具体的なお話をすこし、私もある程度具体的に申し上げます。加工工場の問題は、農村地帯の人々が、あるものになるべくやつてもらいたいということは私も同感であり、さよならることで今日まで進んでおるわけであります。ただ能率の点とか、あるいはまた配給操作の点で、必ずしも現在農村にあるのは、全部が全部希望を達成することができないのが現状でありますから、あなたと同一の意見を持つていることを申し上げておきます。

それから飼料を配合工場に出すということは、害蟲者の団体を主体にいたしましたのでありますて、なるべく少数の者にこれを配給したい。配合工場に対し、配合工場を絶対排撃するということは、農村地帯においても、配合して農村が受けけるという現在の段階もあるわけですから、それはおわかり願えると思います。配合工場へ出したから思想的に根本的に違うということはないと思います。

○河野(謙)委員 最初の食糧加工の問題ですが、私はさつき申し上げたように、極端に全部フルに豊村の協同組合の加工工場を使えといいうのではない。順次切りかえて行けといいうのですが、

それをやつていいのではないかといふのです。もし能率が悪ければ、農林省の責任において、能率のよくなるよう指導する親切気があつてよい。けちをつけるばかりが農林省ではない。農村施設に対しては、親切に指導して行くのが農林省の親心だと思うが、それがない。これは私は今後できるだけお考え願つて、もつと十分に部下に徹底するように御指導願いたい。

たして、そのためには家畜の身元を招致しておるという点であります。けれども最初これが問題になりましたときに申し上げましたように、価格が異常に暴騰を示しておりますと、私どもの立場から非常に遺憾なことと存じまして、過般来いろ／＼な緊急の対策を講じて参ったわけであります。なおこれで決して十分であるとは思つておりますが、せん引続き今後の対策を講じまして、せつかく立てました畜産振興計画なり、自立経済計画なりが挫折いたさないようにならぬことを、私たちの務めであると考えております。それから先ほどお話を、わずか十日分ではないかという点につきましては、実は前回の御質問のときも私から申し上げましたが、あるいはこれをすべての家畜の口に入れるというように、すべての家畜を対象として計算いたしませれば、お話をのように十日間という数字が出るかと思うのであります。が、わが国においております家畜のすべてが購入飼料に依存しておるわけではないのであります。そして、農家には供出後の保有量も残つておりますし、また自給飼料に依存する面もあるのであります。私ども、あれだけの数量でどれだけしげのげるかという計算は一応立てておるのであります。それは物によつて異なるておりますが、とうもろこし等でありますれば、少くとも一、二箇月分くらいのものは、あれでまかない得るというふうな計算をいたしております。

きますが、先ほど申しましたように、ところもろこし二万五千トン出して、これで一、二箇月分あるならば、その恩恵にあざかる畜産の性格というものは、どんなものであるかお考えになつたことがあるか。これは農村には全然入らないのです。これはあなたたちがであろうが、おそらく廣川さんの畜産監督できないところの人たちに入るのです。ちょうど煙津の農業協同組合と一緒にです。ここの自由党の人はおこるゝのは、あなたたちが机の上で、一生懸命やつておりながら、しかも町においては入るのです。おそらくそんなものなんですね。だから私があなたに聞きたいのは、あなたたちが机の上で、一生懸命やつておらぬがら、しかも町においてはうまく行つておらない。しかも問題になるのは、飼料代金はどう上つて行く。上つて行くものに対しては、あなた方はこれを抑制することはできない。片一方では肉の値段が下つて行く、卵がどん／＼下つて行く、計画はあるが、その計画からはだん／＼遠ざかつて行く。しかかもあなたたちは、増産計画の一つとしては、農民の増産に対する意欲を問題にしておるが、飼料が上つて、値段が下つて、生産費が引合わないような条件のもとに置いて、農村においては農民の増産意欲が起るか起らないか。それをごまかすために廣川朝報があるのだ。だから私があなたに聞きたいのは、あなたたちが机上において一生懸命操作をやつておるという形が、実際に置いては日本の畜産を阻害しておる。これなんです。あなたたちは、おそらく外国の畜産物を日本にはかするために、日本の畜産物を押えて行くのだろうが、この前も申し上げましたように、アメリカやスエーデンでできますところの余

うな牛乳を日本に入れるために、日本の牛乳は非常に少くなつて来ている。だから、こういう意味であなたに聞きたのは、机上の空論をいつまでも立ててやつておられたならば、農村は自由党の欲しがつてゐる増産意欲を持たなくなる。そのときのそれに対する農民の権利をどうして守るかということが、第一番の問題です。そういうあなたたちのやる農村の取扱に対しても、反対のための運動をやらなければならぬ。それが経済の現象として現われたのが、すなわち、あなたたちが豚を探したときに豚が現われなくなつたときの運動をやらなければならぬ。増産だ増産だといつて牛や馬を探したときに、農民の手元には牛や馬がなくなり、肉屋で肉になつて寝ている。しかも百貨店でぶら下つてゐる。しかも百貨店で得をするのはみな百貨店というような大きなところばかりで、一切の犠牲は農村にかけられている。かつては積金を高くとつて、農村に売りつけるものは高く売りつけ、農民がやつとの思いでこしらえた卵や鶏や牛の肉を、町に行つてぶら下げる、町の資本家を喜ばせて、農村を疲弊さすというようなやり方に対しては、徹底的に反対だ。こういうやり方が切りかえられる畜産のやり方があるかないかを伺いましょう。

政務次官についてとおつづいては、同いしてすけれどに、それかく、またいうことくんだりなりまで行くなり。これで度入りをしないのかないというなこと心配するて、落す点を、はきたい。それが第二部長が、これが北海ろ入札のうことはうもののがとがはすから、たちを車入札の手これは政方法をこいが、そ点を二人す。

○落すと費用を省くべんす。○細るの研究○療二部点にときる、を私で迷惑誠實とす。○千しとて散に「農業」の題にまたたびに登場する。この二回は、まさに「農業」の題に登場する。この二回は、まさに「農業」の題に登場する。

田説明員
ではないかと思ひます。
方法がそれ
ひとつ研究
ことであり
つもりで食
思ひます。
長から、私
してみまし
ついて、非
ただきま
には、政府
必ず落ちる
は信じます
をかけない
をもつてや
子承して、
れできる、
をいたしま
午後一時
業委員会注
報告書
業委員会注
整理に關す
関する報告
「都合によ

前段の問題は纏合廳も手続に従事するが、ただ後段の方は必ず落とすものである。それからつまり実験的で、このことはつてください。私の質問

は、私はできぬよ。お話を、施設とか冗費をめぐらす問題は、実はござりません。ただ、もう一回お尋ねされることは、もうございません。けれども、いよいよお尋ねをやるだるにあつては、私はできぬよ。

中 よしがれ本とめの音の弟 とよよ旅つ